

2月16日(金)、中央本部は
2024年度新賃金要求の申し入れ
諸要求改善に向けた申し入れ
を以下のとおり行いました。

【2024年度新賃金要求の申し入れ】

- ・ 職群別基本給表の「基準額」及び「最低額」、「年齢保障給」について12,000円の改善を実施すること。
- ・ 昇給額表に記載されている昇給額を完全実施すること。
- ・ 契約社員及び臨時社員、シニア社員の定期昇給分を2%として実施すること。
併せてベースアップ分として12,000円を実施すること。
- ・ 回答指定日は、3月14日(木曜日)とすること。

【諸要求改善に向けた申し入れ】

- ① 諸制度の改善について
 1. 格差是正について (4項目)
 2. 手当及び制度の新設について (45項目)
 3. 福利厚生制度について (5項目)
- ② 契約・臨時社員の労働条件改善について (5項目)
- ③ 職場環境改善について (14項目)
- ④ 安全・事故対策について (19項目)

輸送障害、インフルエンザやコロナウイルスが相次いで発生している中、私たちは不足する要員をなんとか回し、指定公共機関としての社会的責務を果たしています！それでも実質賃金は目減りし、離職率は会社発足以来最高の水準となっています。2024年問題解決への「カギ」は現場の私たちが握っていることを会社へ訴え続けよう！

第2回交渉は2月26日(月)